

みなさんの献血が医療を支えています

血液は、栄養や酸素の運搬、免疫など人間の生命を維持するために不可欠です。現在、血液の機能を完全に代替できる手段はないため、医療において輸血は欠かすことができない治療法となっております。

献血された血液は、輸血用血液製剤などになり、次のような方に使われます。

- ・がん(悪性新生物)の患者
- ・外科手術などによって出血している患者
- ・慢性貧血の改善が必要な患者
- ・凝固因子の欠乏により出血しやすくなった患者 など

皆さんの献血が医療を支えています。ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 保健センター
 ☎ 55-7373
 高知県赤十字血液センター
 ☎ 088-833-6666

献血バスがやってきます

次の日程で献血バスがやってきます。気軽にできるボランティアとして、献血にご協力をお願いします。

日 時	時 間	実施場所
10月6日(火)	10:00~12:30	総合センター(佐賀)
10月15日(木)	10:00~12:30	保健福祉センター(大方)
	14:00~16:30	黒潮町役場 本庁



※バスでは400ml献血のみです。

黒潮町新生児特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響のもと、町の次世代を担う子どもの出産を支援するとともに、子どもの健全な育成に資することを目的に、令和2年4月28日以降に出生した新生児を養育する父または母について、新生児特別定額給付金を支給します。

◆給付対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、黒潮町に住民登録をしている新生児の父または母

◆給付条件

次の条件をいずれも満たす方が対象になります。

- (1)申請時点で黒潮町に住民登録しており、引き続き町内に居住する意思のある方
- (2)他自治体で同様の趣旨と認められる給付金を受けていない方

◆給付額

新生児1人につき10万円

◆申請手続き

対象となる新生児の出生届や転入届の手続きの後に、申請書類な

どを担当窓口へ提出してください。
 ※担当窓口より出生や転入手続き時に申請書を交付します。

(申請受付開始日までに出生届を提出された方については、こちらからご案内をします)

◆申請書類

・黒潮町新生児特別定額給付金申請書

・申請者の本人確認書類の写し(免許証、マイナンバーカード、保険証など1点)

・申請者名義の振込先金融機関口座の確認書類の写し(通帳またはキャッシュカードなど)

◆申請受付期間

9月18日~令和3年4月20日
 ○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3112

10月20日まで販売中!!
1枚300円
 このまじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 (公社)高知県市町村振興協会